さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業の完成により、北信、上越及び北陸地方の主要都市と首都圏との間の交通の利便性が向上し、地域経済の活性化等が図られるとともに、本件事業は高速輸送体系を形成するものとして、早期建設の社会的要請が高いこと、また、北陸新幹線の沿線自治体の長から構成される北陸新幹線関係都市連絡協議会等より北陸新幹線全線の早期整備に関する強い要望があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　新潟県糸魚川市役所

富山県下新川郡入善町役場、滑川市役所、富山市役所及び高岡市役所

石川県金沢市役所及び白山市役所

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　新潟県糸魚川市大字大和川字東谷、字小出越及び字桜ヶ丘地内

○国土交通省告示第七百四十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－422号	不燃性材料	ハイテックスＫＤ－20	株式会社神戸タフ風産	兵庫県神戸市西区白水三丁目１番20号

○国土交通省告示第七百四十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年六月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－390号	防火戸（Ａ０級）	ＭＳ－Ａ０－２	株式会社西日本メタル工業	長崎県長崎市田中町416番地
第Ｆ－391号	防火戸（Ｂ０級）	ＭＳ－Ｂ０－２	〃	〃
第Ｆ－409号	防火戸（Ａ60級）	ＲＳ－ＳＯ－Ａ60	〃	〃
第Ｆ－424号	防火戸（Ａ０級）	ＭＳ－Ａ０－３	〃	〃
第Ｆ－425号	〃	ＭＳ－Ａ０－６	〃	〃

○国土交通省告示第七百四十七号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月八日

国土交通大臣　前原　誠司

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一八六八号	伊集院文孝	鹿児島県	平成二十二年六月二十五日	内海水先区
第一八六九号	小野　正利	熊本県	平成二十二年六月二十五日	内海水先区
第一八七〇号	池田　裕二	神奈川県	平成二十二年六月二十五日	内海水先区
第一八七一号	吉村　將造	福岡県	平成二十二年六月二十五日	内海水先区
第一八七二号	村嶋　秀	香川県	平成二十二年六月二十五日	内海水先区
第一八七三号	渡口　正直	沖縄県	平成二十二年六月二十五日	那覇水先区

○防衛省告示第百二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年七月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年七月十二日（予備、同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦艇その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦艇に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦三隻

○防衛省告示第百二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年七月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年七月十四日及び同月十五日（予備同月十六日及び同月十七日）の毎日〇六〇〇から二四〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦艇その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦艇に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦五隻

○防衛省告示第百二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年七月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年七月十五日及び同月十六日の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度二〇分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三一度〇九分五二秒　東経一二九度〇九分五二秒